

このたび、平成19年6月7日付けで、「住まいるCarレスキュー会員規約」の一部を改定いたしました。

改定される条文については以下をご覧ください。

「住まいる Car レスキュー会員規約」改訂箇所

変更前	変更後
<p>第3章 会員資格</p> <p>第8条(会員資格の有効期間)</p> <p>2.会員が、その有効期間の継続(更新)を希望するときは、運営者または取扱店が有効期間満了前に会員に対して行う継続の案内により、次年度会費を運営者または取扱店へ支払うものとします。但し、運営者及び取扱店は、会員が第10条の各号に該当する場合、当該会員の継続を拒絶することができ、この場合、継続の案内は行われぬものとします。</p>	<p>2.運営者および取扱店から会員への継続案内は行なわれないものとします。</p>
<p>3.会員が会員資格の有効期間満了日までに前項の支払を完了したときは、有効期間は1年間継続されるものとします。</p>	削除
<p>4.前項による会員資格の継続がなされなかった者が、再び会員資格の取得を希望する場合は、第6条により新たに入会手続を経ることを要するものとします。</p>	削除
<p>第4章 会費</p> <p>第11条(納付)</p> <p>2.会員は、会員資格の継続を希望する場合、運営者または取扱店があらかじめ会員に通知する継続の案内により、次年度会費を運営者または取扱店に支払うものとします。</p>	削除
<p>第12条(年会費の返還と金額の変更)</p> <p>2.運営者は、予め会員に告知することにより年会費を変更することができるものとしますが、変更後の年会費の適用は各会員の次年度分からとします。</p>	削除